## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

１　改正された規則の名称等　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

２　この公表に関する問合わせ先

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構経理資金部会計課　電話045―222―9049

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日　阪神高速道路株式会社

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

阪神高速道路株式会社の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年阪神高速規則第30号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号。以下「契約規則」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る契約制限価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の契約制限価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の契約制限価格は、調達契約に関し、契約規則第10条第１項ただし書の規定により単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては、当該契約制限価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。

第２章　一般競争契約

（競争参加のための条件）

第３条の２　契約責任者（阪神高速道路株式会社経理規程（平成17年阪神高速規程第８号）第７条第１項第５号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加資格審査）

第４条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第７条第２項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

２　一般競争入札に参加しようとする者は、随時に前項の規定による審査を求めることができるものとし，契約責任者は、遅滞なく当該審査の結果を公表しなければならない。

（競争参加資格の公示）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、あらかじめ競争に参加するために必要な資格、申請の方法及び時期等について、官報により公示をしなければならない。

２　契約責任者は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達する物品等又は特定役務の種類

二　契約規則第７条第１項に規定する資格の有効期限及び更新手続

（一般競争入札の公告）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争入札について公告をする事項）

第７条　前条の規定による公告は、契約規則第15条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、するものとする。

一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

二　当該一般競争入札に係る参加申請の時期及び場所

三　第10条に規定する文書の交付に関する事項

四　落札者の決定方法

２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。